

(様式 1-3)

洋野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	漁港機能強化施設整備事業 (直接補助分)	事業番号	C-6-2
交付団体	洋野町		事業実施主体 (直接/間接)	洋野町 (直接)	
総交付対象事業費	320,000 (千円)		全体事業費	320,000 (千円)	
事業概要					
外港北 L=60m 東護岸 (嵩上げ) L=78m 南護岸 (嵩上げ) L=60m 照明施設 (外灯) 10 基、梯子 22 基、車止め L=779					
【漁港の復旧】 ・被災施設の復旧にとどまらず、漁港機能を強化した復興を目指す。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 外港北 L=60m (業務委託) 照明施設 (外灯) 10 基、梯子 22 基、車止め L=779m					
<平成 25 年度> 外港北 L=24m					
<平成 26 年度> 外港北 L=36m 東護岸 (嵩上げ) L=78m 南護岸 (嵩上げ) L=60m					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波により、被害を受けた漁港施設の外郭施設を整備し、漁船の安全な係留の確保を図るとともに、漁港施設の安全管理施設を整備し、避難体制の充実と施設の安全性を向上させる。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
・漁業の拠点施設である漁港を守る防波堤、消波ブロック等を早期、災害復旧を図る。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

洋野町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	津波監視カメラ整備事業		事業番号	◆D-20-1-5
交付団体	洋野町		事業実施主体 (直接/間接)		洋野町 (直接)	
総交付対象事業費	76,492 (千円)		全体事業費		76,492 (千円)	
事業概要						
東日本大震災における夜間停電時の無灯火状態を踏まえ、既設の津波監視カメラ設備を生かしつつ、赤外線カメラを増設することで、昼夜に渡る迅速かつ正確な情報を収集し、町民に対して的確な情報を伝達するとともに、町民が安全に暮らせる地域づくりを推進する。						
当面の事業概要						
平成 25 年度 測量設計						
平成 26 年度 赤外線監視カメラ等津波監視カメラの整備						
八木地区 : 赤外線カメラ新設						
種市地区 (八木地区北側) : 赤外線カメラ新設、既設 CCD カメラ移設						
中野地区 (八木地区南側) : 赤外線カメラ新設、CCD カメラ新設						
東日本大震災の被害との関係						
本町の海岸に面した地域は、東日本大震災による津波により甚大な被害を受け、特に八木地区においては、住家や水産加工場等にも最も多くの被害を被った。幸いにして今回の津波は日中であったこと、防災無線による呼びかけや消防団及び自主防災組織等の適切な対応により人的被害はなかったところである。常備消防及び消防団の津波対応の退避ルールでは津波監視を禁止し、安全な高台へ退避し、住民等の低地進入規制等を行うこととなっており、目視での津波監視はできない状態であり、津波監視体制を整えることは重要であり、特に夜間の監視体制を強化することは急務である。本町の海岸線は約 26km で南北での津波到達時間にタイムラグがあり、被害が大きかった八木地区を中心に、南北に昼夜に渡り監視できる体制を図り、迅速かつ正確な津波襲来時の情報を収集し、町民へ情報提供すること及び消防関係機関等と情報共有し、安心・安全を図ろうとするものである。						
関連する災害復旧事業の概要						
なし						
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。						
関連する基幹事業						
事業番号	D-20-1					
事業名	八木地区防災拠点施設整備事業					
交付団体	洋野町					
基幹事業との関連性						
八木地区は防潮堤が未整備であり、東日本大震災の際にも本町の中で住家被害が著しかった地区である。本事業において、八木地区と併せて、種市地区及び中野地区にも津波監視カメラを設置し、八木地区の南北から津波の状況を把握することで、津波襲来時には早期の防災体制の構築、避難警報の発令などが可能となり、八木地区の防災体制の強化に繋がるものである。						